

はじめに

日本の少子高齢化や労働力不足を背景に、自社の従業員として外国人の受け入れを希望する企業が増えています。

厚生労働省の外国人雇用届状況によると 2019 年 10 月末現在、日本の外国人労働者数は 1,658,804 人であり、年々増加しています。なかでも「技能実習」は 383,978 人（構成比 23.1%）前年比 24.4%と大幅に増加しました。

また、2019 年にスタートした特定技能の在留資格を保有する外国人を、政府は最大 34 万 5 千人受け入れるとしています。特定技能の在留資格の外国人はまだまだ少ないですが、今後この在留資格が当初の予定通り増加すれば、今後、日本の労働市場を支える外国人のかなりの部分が、技能実習生と特定技能の在留資格の保有者になるといっても過言ではありません。

しかし、これらの在留資格を保有する外国人材の受け入れにあたっては、技術・人文知識・国際といった在留資格での受け入れに比べて、所轄官庁に提出する必要がある書類が非常に多く、業務面だけでなく生活面においての多大なサポートを行う必要がある等、受入企業側の負担が非常に大きいのが特徴です。

そこで本書は 2019 年 3 月に税務研究会より発刊した『海外赴任・出張 外国人労働者雇用～税務と社会保険・在留資格・異文化マネジメント』の姉妹シリーズとして、「技能実習」と「特定技能」の在留資格で日本で働く外国人に焦点を絞り、採用から退職までについてまとめています。2019 年 7 月に発行した初版に、ここ 1 年で変更になった箇所を反映しています。

執筆にあたっては実際に外国人技能実習生（以下、技能実習生）の受け入れに関して豊富な実績があり、日々技能実習生や実習実施企業、所轄官庁と接点を持ち、現場の最前線に立たれている経営・労働協会様と共に、技能実習生を受け入れる企業が知りたいポイントや気を付けるべき点について Q & A 方式でわかりやすく解説しました（なお、特定技能についてはまだ始まったばかりの在留資格であることから、実務に即した情報提供が難しかったため、監督官庁が発表した資料に基づいた内容となっています）。

本書執筆にあたりいろいろとご指導いただきました税務研究会の上野恵美子様および、取材に応じてくださった企業のみなさまに心より感謝いたします。また、本書籍執筆開始にあたっての取材や情報収集に途中まで携わって下さった安念隆久様にも感謝の意を表したいと思います。

本書が外国人社員を受け入れる企業のみなさまおよび日本で働く外国人のみなさまにとってお役に立つことができましたら幸いです。

2020 年 6 月

藤井 恵

本書の構成(イメージ)

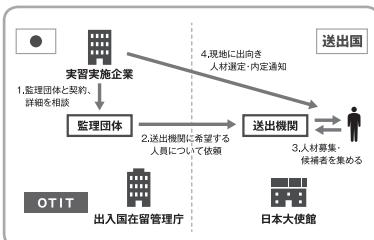
1. 受け入れに際して知っておくべきこと 《Q1-1～Q1-9》

(受け入れ方法、受け入れ人数、職種、期間、優良基準適合者、賃金レベル、

2. 技能実習生の受け入れ検討から実習修了後の帰国まで

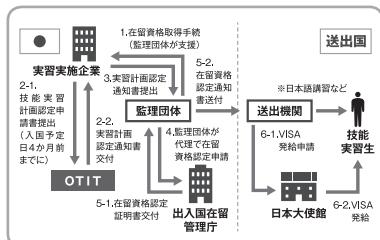
【A】監理団体との契約～受け入れ人員選定まで

《Q2-1～Q2-5》 P.40～P.49



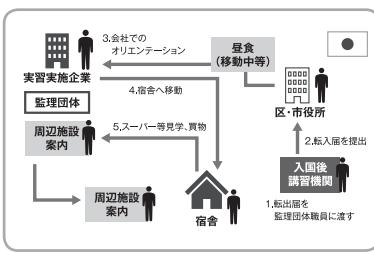
【B】在留資格手続き～査証発給まで

《Q2-6》 P.52



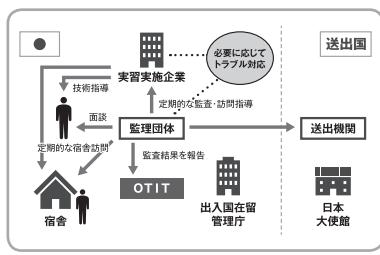
【E】入社当日の流れ

《Q2-11～Q2-13》 P.68～P.71



【F】実習期間中 / 実習中の各種トラブル

《Q2-14～Q2-27》 P.74～P.108



3. 特定技能 《Q3-1～Q3-15》 P.142～P.183

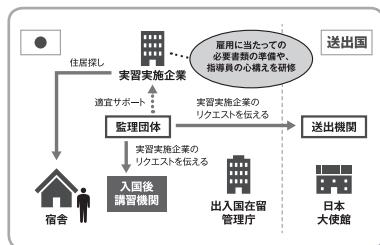
(技能実習との違いと関連性、1号と2号の相違点、受け入れ方法・要件、

P.08 ~ P.34

生活全般)

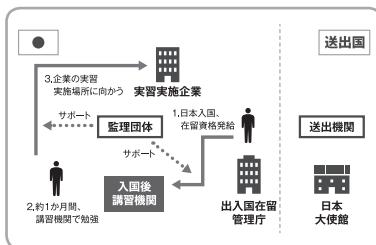
【C】企業側での 技能実習生受け入れ手続き

《Q2-7 ~ Q2-9》 P.55 ~ P.60



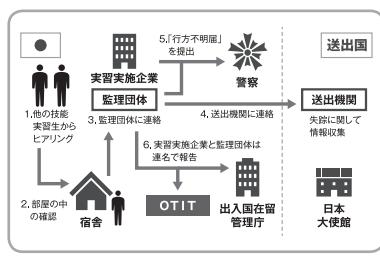
[D] 入国～入社当日まで

《Q2-10》 P.65



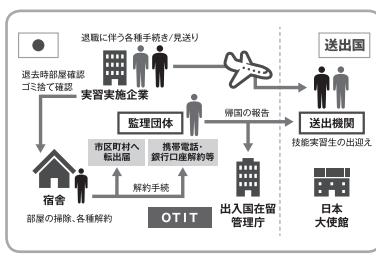
[G] 技能実習生の失踪

《Q2-28 ~ Q2-29》 P.110 ~ P.112



【H】帰国時／退職時の処理

《Q2-30 ~ Q2-35》 P.116 ~ P.131



【1】新型コロナウイルス感染症対策による実習生への対応

《Q2-36 ~ Q2-42》 P.134 ~ 140

外国人支援計画、各種届出、罰則規定、ほか)

目次

1 受け入れに際して知っておくべきこと

Q1-1	技能実習生受け入れの背景と技能実習生側の事情	08
Q1-2	技能実習生の受け入れ検討にあたり、必ず知っておくべきこと	11
Q1-3	技能実習生の受け入れ方法（団体監理型・企業単独型）	13
Q1-4	技能実習生の受け入れ可能人数	16
Q1-5	技能実習生の受け入れ可能職種と受け入れ可能期間	17
Q1-6	技能実習第2号移行対象職種（3年間・3号へ移行すると最長で5年間滞在可能）か否かの調べ方	26
Q1-7	「優良要件適合者」とは	28
Q1-8	技能実習生の賃金レベルとは	31
Q1-9	技能実習生の私生活全般まで面倒を見る体制とは	34

2 技能実習生の受け入れ検討から実習修了後の帰国まで

【A】	監理団体との契約～受け入れ人員選定まで	39
Q2-1	監理団体選定のポイント	40
Q2-2	監理団体との契約に際しての留意点	42
Q2-3	候補者の選定方法	44
Q2-4	技能実習生の面談	45
Q2-5	採用にあたって説明しておくことは	49
【B】	在留資格手続き～査証発給まで	51
Q2-6	在留資格手続きから査証発給までに必要な書類	52
【C】	企業側での技能実習生受け入れ手続き	54
Q2-7	技能実習生受け入れまでの準備事項（社内体制の整備）	55
Q2-8	技能実習生受け入れまでの準備事項 (技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員の心構え)	57
Q2-9	技能実習生受け入れまでの準備事項 (住居関連で準備すべきこと)	60
【D】	入国～入社当日まで	64
Q2-10	入国してから入社するまでの期間に関する留意点	65
【E】	入社当日の流れ	67
Q2-11	技能実習生受け入れ当日の動き	68

Q2-12	入社当日に回収したほうがよい書類	69
Q2-13	入社、入寮に際して事前に説明しておいたほうがよいこと	71
【F】実習期間中／実習中の各種トラブル		73
Q2-14	給与・賞与の決定方法	74
Q2-15	仕事ができる特定の技能実習生の給与を引上げる場合	78
Q2-16	技能実習生にかかる日本の社会保険・労働保険と税務	80
Q2-17	技能実習生が国外にいる家族を 税務上の扶養に入れる場合の取扱い	83
Q2-18	技能実習生向け医療保険（外国人技能実習生総合保険）	87
Q2-19	技能実習生が喜ぶ福利厚生制度	89
Q2-20	実習実施企業における違反事項	90
Q2-21	技能実習生受け入れ後の管理ポイント	92
Q2-22	日本語の上達方法	96
Q2-23	技術指導を行う場合に気を付けること	99
Q2-24	技能実習生から一時帰国の要望が出た場合	100
Q2-25	技能実習生が死亡した場合の取扱い (各種届出、葬儀の取扱い等)	102
Q2-26	技能実習生の解雇	105
Q2-27	技能実習1号から2号、 2号から3号に移行するための手続き	108
【G】技能実習生の失踪		109
Q2-28	技能実習生が失踪した可能性がある場合	110
Q2-29	技能実習生の失踪防止のためにできること	112
【H】帰国時／退職時の処理		115
Q2-30	退職時の手続き（税務面以外）	116
Q2-31	技能実習生が退職時に会社がとるべき手続き (退職証明書、雇用保険被保険者資格喪失届、ほか)	119
Q2-32	母国に戻る技能実習生の住民税の取扱い	121
Q2-33	年の途中で日本を離れる場合の会社側の税務処理	124
Q2-34	脱退一時金（年金）の請求方法、受給額の計算方法	126
Q2-35	脱退一時金の日本における税務上の取扱い (退職所得の選択課税)	131

【1】新型コロナウイルス感染症対策による実習生への対応	133
Q2-36 新型コロナウイルス感染症による影響で入国が当初の 予定より遅れる場合	134
Q2-37 一時帰国した後、再入国ができないため実習の再開を 遅らせたい場合	135
Q2-38 技能実習を修了したが新型コロナウイルス感染症の 影響で母国に帰国できない場合	136
Q2-39 技能実習生が入国後に発熱等の症状が見られたため 実習の開始を遅らせた場合	137
Q2-40 技能検定試験等が中止になり次の段階の技能実習に 移行できない場合	138
Q2-41 「特定技能1号」への移行の準備に時間を要する場合	139
Q2-42 実習実施者の経営状況が悪化し実習が 継続困難となった場合	140

3 特定技能

Q3-1 在留資格「特定技能」とは	142
Q3-2 「特定技能」と「技能実習」の違い	147
Q3-3 技能実習2号移行職種と特定技能1号の分野の関連性について	149
Q3-4 「特定技能1号」と「特定技能2号」の相違点	161
Q3-5 手続きの流れ	163
Q3-6 日本にいる外国人を受け入れる場合と 海外にいる外国人を受け入れる場合の手続き	164
Q3-7 外国人側に求められる要件	166
Q3-8 特定技能外国人の出身国の制度	168
Q3-9 受け入れ機関に求められる要件	169
Q3-10 登録支援機関とは	174
Q3-11 特定技能雇用契約の留意点	176
Q3-12 1号特定技能外国人支援計画	178
Q3-13 必要な各種届出	180
Q3-14 罰則規定	181
Q3-15 特定技能の労働者の社会保険と税務の取扱い	183

受け入れに際して 知っておくべきこと

1

Q

1-1

技能実習生受け入れの背景と技能実習生側の事情

他社はどのような経緯で技能実習生の受け入れを検討するのでしょうか。

また、どのような国からの受け入れが多いのでしょうか。技能実習生の実態について教えてください。

A

技能実習生受け入れの趣旨は「技能、技術、知識の移転を図り、開発途上国の経済発展を担う『人づくり』」であり、技能実習の基本理念の一つとして「労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」と明記されています。

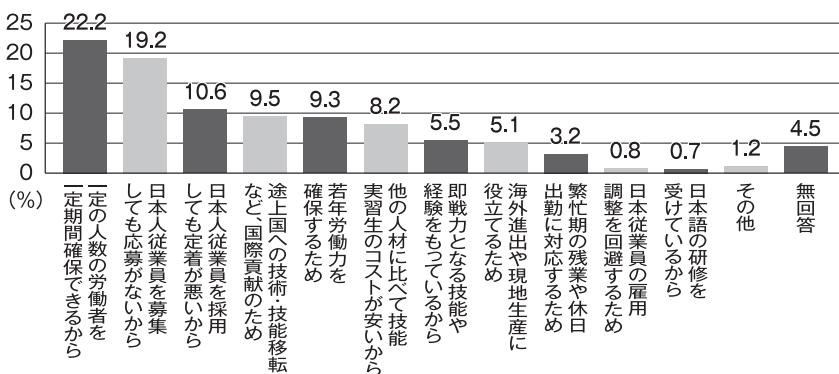
しかしながら、実際には以下【図表 1-1-1】からもわかるとおり、「労働力不足を補うため」「日本人従業員が雇用できないから」などの理由で受け入れを行っている企業が大半です。

1. 技能実習生受け入れの理由

~建前は国際協力、実態は人手不足企業による労働力の確保

(独)労働政策研究・研修機構(略称:JILPT)の「企業における外国人技能実

図表 1-1-1



出所:(独)労働政策研究・研修機構(2016年)「企業における外国人技能実習生の受け入れに関する調査」

第4-2図 外国人技能実習生の受け入れ理由のうち、最も重要なものの(択一回答、N=9774、単位:%)

習生の受け入れに関する調査」によりますと、技能実習生を受け入れるもっとも重要な理由は【図表 1-1-1】の通り、「一定の人数の労働者を一定期間確保できる」「日本人従業員を募集しても応募がないから」「日本人従業員を採用しても定着が悪いから」等で、本来の目的である「途上国への技術・技能移転など国際貢献のため」は4位となっており、現実には「人手不足企業における労働力の供給手段」になっています。ここをどのようにして制度の趣旨に合わせて活用していくかが受け入れのポイントになります。

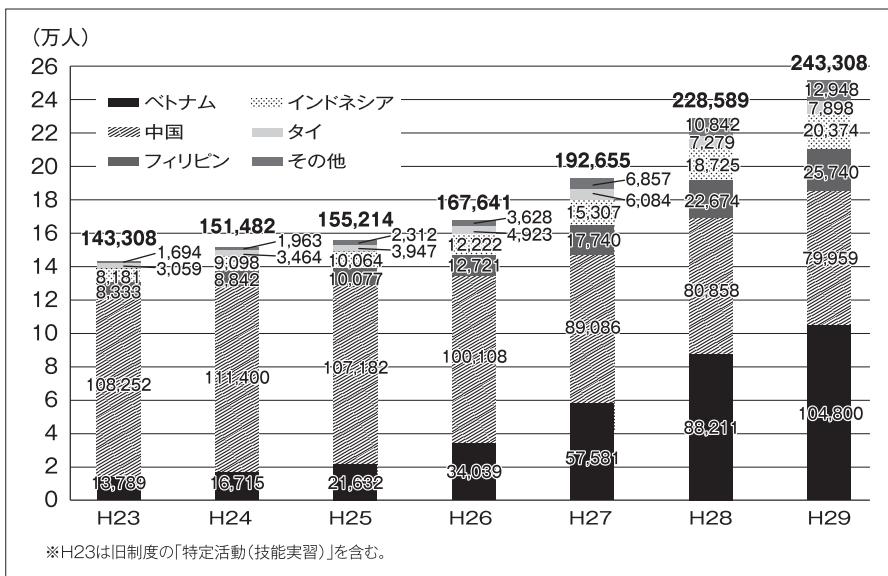
2. 技能実習生側の事情

(1) 技能実習生の多い国

～ベトナムからの技能実習生が多い

以前は中国からの技能実習生が大半を占めていましたが、現在はベトナムからの技能実習生が大半となっています。

図表1-1-2 国籍別在留技能実習生数の年次推移



出所：厚生労働省（平成30年3月23日）「外国人技能実習制度の現状、課題等について」

前頁「その他」の内訳（平成29年6月末時点）

国名	人数	国名	人数	国名	人数
カンボジア	5,704	ネパール	200	メキシコ	20
ミャンマー	5,019	マレーシア	89	ウズベキスタン	17
モンゴル	900	バングラデシュ	82	ブータン	17
ラオス	422	インド	46	サウジアラビア	15
スリランカ	328	ペルー	41	キルギス	13

出所：厚生労働省（平成30年3月23日）「外国人技能実習制度の現状、課題等について」

（2）日本に来る技能実習生側の事情

技能実習生の来日目的は、技能の習得はもちろんですが、それ以上に「給料」です。そのため、日本との給与格差の大きい国からの技能実習生が多くなります（以前は中国からの技能実習生が多かったのですが、中国の給与水準が高くなり、日本との給与格差が少なくなったことから、日本に来るうまみがその分減ったこともあります、最近は中国からの技能実習生は減少傾向です）。

技能実習生は日本に来てお金を稼ぎ、そのお金を家族に仕送りするため、生活を相当切り詰めているケースも少なくありません。また、日本に来るための研修等を受けるため、多額の借金をしているケースもあります。そのため、彼らにとって日本で稼いだお金をどれだけ貯金できるかが非常に重要であるため、生活を切り詰めてでもお金を貯めようとする傾向にあります（必ずしもそうではない技能実習生も存在します）。

